

## 第 13 回 総務企画小委員会会議録

### 1.日時

平成 17 年 2 月 7 日 月曜日 午後 2 時から午後 4 時 40 分まで

### 2.場所

穂別町 町民センター 集会室

### 3.出席者

- 山崎委員長
- 新田副委員長
- 竹中委員
- 小坂委員
- 津川委員
- 源津委員
- 星委員
- 外館委員
- 藤岡委員
- 高野委員
- 中道鶴川町助役
- 横山穂別町助役
- 事務局
  - 臼井局長
  - 今莊参事
  - 阿部主幹
  - 酒巻主幹
  - 村上主任
  - 神田主事

### 4.会議内容

#### 4-1 開会

臼井事務局長

それでは予定の時間がまいりましたので、ただ今から第 13 回の総務企画小委員会を開催をしたいと思います。

開催に先立ちまして、委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

#### 4-2 委員長あいさつ

山崎委員長

改めまして、こんにちは。第 13 回目の総務企画小委員会ということですがけれども、大変

忙しい中お集まり頂きまして心からお礼申し上げるしだいでございます。皆さんご存じのとおり穂別町においては住民の方から住民投票条例の申請がでまして、いま穂別では選管で審査を終えて、今名簿の縦覧をおこなっているところでございます、それが済んで町長の方に諮りまして、町の議会にかかるということになるわけでございます。そういうような動きもある中でございますけれども、我々委員は合併に向けて与えられた仕事を協議しながら、両町の意見を取り上げ反映しながら進めてまいりたいと思っている所でございますので、いつも通りのご審議をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますけれども開催にあたってのあいさつに代えさせていただきますと思います。今日はお集まり頂きましてありがとうございました。

#### 4-3 報告事項

事務局(臼井事務局長)

それでは報告事項ということですが、今日の配付資料等について若干ご説明させていただきます。

事前に皆さんに郵送しております、事前配付資料(1)(2)となっておりますけれども、(2)の方は、2町の調整会議の調整がなされた結果別々に(1)(2)が生じたということで、きょうはそれぞれ分かれておりますので注意をしながら資料を参考にして頂きたいと思っております。

また協議項目の中でここに提案されていない項目がございます。特に、いま募集しております新町の名称、消防団の取り扱い、町名・字名の取り扱い。消防団につきましては、これ以降消防本部と2町が協議するという予定がございます、その辺がある程度固まり次第調整内容が出てくるかと考えておりますので、それまでお待ち頂きたいと。また、町名・字名の問題につきましては、新町の名称にも深くかかわる問題でございますので、それと併せて今後協議をしていくというふうに提案させて頂きたいと思っております。

本日1号から10号まで協議事項を提案しておりますけれども、一部字句の修正等もございますけれども、それにつきましては説明と併せて訂正をさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

#### 4-4 協議事項

山崎委員長

それでは早速、協議事項に入っていきたいというふうに思います。

##### 4-4-1 協議第1号 合併の期日について(継続協議)

事前配付資料(2)に基づき説明

事務局説明(酒巻主幹)

それでは私の方から協議事項の1番目となっております「合併の期日」。こちら継続協議

となつてございますが、そちらの方から説明させて頂きたいと思ひます。この合併の期日につきましては事前配布資料(2)の1ページから3ページまでになつております。こちらの方をごらんいただきたいと思ひます。

この項目につきましては第2回の協議会において財政支援計画、現行の特例法の期間内に合併するというこゝを目標に調整していこうということをご確認頂いているわけございまして、その具体的な期日の設定について改めて本日ご提案するものでございまして、それ、このたびの具体的な合併期日についての提案についてなんです、こちらについては議案の方の1ページ目に記載させていただいておりますが、平成18年3月27日を期日にしてはどうかということのご提案でございます。この日時といたしました理由でございますが、一つ目といたしましては期間と期日と選挙の関係でございます。2町の場合、新設合併でございますので、合併して50日以内に町長と議会議員の選挙を行う必要がでてくるわけございまして、この場合、合併の際におこなわれる選挙の期日、合併にたいしておこなわれる設置選挙ということになりますけれども、この期日が決まりますと、その後4年ごとにおこなわれてまいります任期満了に伴う選挙の期日、こういったものにも4年ごとに影響してくるということございまして、この設定についても考えていかなければならないということございまして。まずそれで考えましたのは、通常町議会の定例会がおこなわれる日、あるいはそれに影響を与えるような日程というものは避けるべきだという点がございます。もう一つには実際に投票選挙を行うという部分で、なるべく同期間の選挙というものを避けて設定するべきではないかということがございまして、この件についてまず考慮をしたというところでございます。

もうひとつこれはもっとも重要な部分であるかと思ひますけれども、住民生活あるいは行政がおこなわれております住民サービス、そういったものに影響を与えないようにしなければならないということに注意していかなければならないといったところでございました。また、合併が決定しましてから一定の周知期間、準備期間というものを確保していく必要があるといった点についても留意しまして、こういうような日にちというものを設定させて頂いたところでございます。

また日にちが月末あるいは月初めというような区切られたわかりやすい時期ではありません、27日となつてございますけれども、この理由につきましては合併日の前に土曜・日曜などの閉庁日を設定することで、なるべく窓口等で住民の皆様にご迷惑をかけない中で、前のまちの庁舎を閉めるために、あるいは新しいまちを開いていくという作業をこの休日を利用してやっていってはどうかということで、この27日というふうに設定したわけでございます。以上がこの期日をご提案する理由ということでもありますので、よろしくご協議の方をお願い致します。

山崎委員長

協議第1号の「合併の期日」については今事務局の方から説明があつたとおりでございます。このことについて質問または意見等ございますでしょうか？

(「ありません」の声あり)

山崎委員長

よろしいでしょうか?期日については、それではよろしいですね?

(「はい」の声多数あり)

山崎委員長

それでは第2号「財産及び公の施設の取り扱いについて」を議題といたしまして説明をお願いします。

#### 4-4-2 協議第2号 財産及び公の施設の取り扱いについて(新規協議)

##### 事前配付資料(2)に基づき説明

事務局説明(酒巻主幹)

それでは財産及び公の施設の取り扱いについてでございます。これにつきましてはただ今お聞きいただいた資料の次のページ開いて頂きまして4ページ。それから本日皆様のお席の方にお配り致しましたA4の1枚横の紙、こちらの方裏表のコピーとなっております、こちらの方ごらんになって頂きたいと思っております。

2町が所有する財産ということで、これには土地、建物、物品、貯金であります基金、債権といったものや債務、借金ということで自治体などの借入金、また今年度に負担すべき債務などについて、この項目では合併時での取り扱いを協議おこなうものでございまして、合併前にまちが所有していた財産や債務につきましては通常合併後に財政の確保の観点から基本的に新町に引き継ぐことというのが一般的といわれております。公の施設につきましても同様でございまして、新町の公の施設として新たな町の施設としていくということが通常でございます。それで本日お配りしたA4の資料の方には、15年末、直近で公式にわかっている財政の状況について、それぞれ表の1枚目の方が正の財産ということで、土地、建物、あるいは債権、基金の状況をこちらの方に記載させていただいております。また、裏面には負の財産ということで地方債の残高の状況、それと債務負担行為の状況についてふれ、整理させていただいております。

これらについて調整の案でございますけれども、財産及び公の施設は新町に引き継いでいくということをまずご提案したいと思っております。なお、基金につきましては特に新町の健全な財政運営に資する事を目的といたしまして、それぞれのまちが一定の金額をもちより、それは9億円という事で設定をしておりますけれども、それを積み立てていくということについてもここで確認を取りながら協定として成立していきたいということでご提案申し上げます。なお、それぞれに持ち寄る金額の目安でございますけれども、これは合併時点の標準財政規模の比率により算出した額を基本として考えてはどうかという

中身でございます。以上、財産及び公の施設の取り扱いでございます。よろしくご協議の方お願い致します。

山崎委員長

今説明がありました協定項目、この件について質問、意見等ございますでしょうか？

外館委員

9億円の積み立ての提案でその負担割合は標準財政規模で算出するということですがけれども、この9億円の根拠はどんなところをベースに考えたんでしょうか？

事務局(酒巻主幹)

9億円の根拠でございますけれども、これについてはいま2町あわせてこれらにあたる基金がどの程度あるかということで、おおよそ10億円程度というものがああります。まずそれは新町においてもということで、ひとつおていることが一点と、もうひとつは合併した場合の類似団体の規模で、その類団が通常どのくらいの基金を持っているのかというのを参考にこの9億円という額を設定したところでございます。

外館委員

この算定基準で算定するとはどういうふうになるのか。

事務局(酒巻主幹)

直近の標準財政規模の比率ということで申し上げますと、鷓川町側は54.2%穂別町が45.8%というような持ち寄りの形になるのではないかなというふうに推定しておりますけれども、これについてはこれからまた合併時まで期間がございますので、その際の標準財政規模の比率、直近のものを用いていくということでどうかということでご提案したいと思っております。

外館委員

今日の資料を見ますと、充分精査はしていないのですけれども、とにかく基金にすることはいわゆる財産だとかそういう部分というのは現金ですということになるでしょう。そうすると、この基金の状況を確保するでは、鷓川町が財政調整基金で3億2千万、穂別が3億4千万。減債基金が2億7千万、穂別が6千2百万。そのうち鷓川は2億円繰り替え運用すると。こういうことで、それ以外の運用基金をみてもこれじゃちょっと足りないというか、ここを出されている数字、多ければ多いほど良いんでしょうけれどね、現実問題として9億の財政規模の割合で負担するということになると足りない気がするんですよね。このほかにも特別財政というのはあるのでしょうか？合併に向けて。

事務局(酒巻主幹)

いまのところ想定してございますのが、合併時にいろいろ特目、基金等いろいろございますけれども、それでもいったん合併時旧町が無くなる時にそれらの設置の基金条例とい

うものもなくなって新町において新たにそれぞれの特目の基金条例等を設定するわけでございますけれども、その際に一旦現金的な基金で財政運営に資する目的の為ということで総額の中から、最低両町から9億というような考え方でございまして、またプラス最低限財政運営に資する目的に寄与ということを設定しておりまして、それ以外に特にこれまでの基金情勢の背景などから特殊な事情のあるもの等も地域にはあるかと思いまので、そういったものは新町のなかで条例設定する際に今後の検討の中で、個別にあたっていくということで、トータル含めた中で現金を9億というような考え方でございます。

外館委員

調整会議を終えての考え方だと思うんですけども、そういうことですね、この数字設定は。

事務局

はい。

外館委員

わかりました。

山崎委員長

その他ございますか。

星委員

負の財産の関係でちょっとお聞きしたいのですが、どちらにしましても負の財産はあるわけですね。このなかの(2)の債務負担行為の状況という部分があるわけなんですけれども、穂別町の部分で下の方に損失補填4億4千万あるんですけれども、これは「上記のほか」と書いてあるから3億7千万のほかに4億4千万で8億1千万という考え方をしてくれということが考えられるんですか？

事務局(酒巻主幹)

こちらの方は実は上記の表の中にある金額というものは、つねにこの金額を後年度に支払っていかねばならないという財源の中身になってございまして、下の「上記のほか」となっています部分は、こういった損失が出た場合に発生するという部分で金額がこの時点で、損失が出た場合ということである条件があった場合出ていくというものでございしますので、別枠ということで欄外に出しております。

星委員

調整会議の中では、その特定の部分を取り出してどうするという事は無いと？

事務局(酒巻主幹)

これにつきましては同様にこちら記載させていただいておりますので、この約束している

部分につきましてもその約束を引き継いでいくということで考えていただいて構わないと考えております。

山崎委員長

第2号についてもよろしいですか？

外館委員

この第2号以下の議案についてですね、今日結論出さないで、結論について一定の意見交換をして、だいたい状況をみて、そして少し時間おいてとこういう運びでいった方が良くはないかなと思うんですよね。ちょっとわかりにくいですがけれども。

山崎委員長

今日は結論は出さないということですか。後日また改めて協議するということですか？

外館委員

一定の協議はよいですよ。協議は必要です。結論は出さないという方法で取り進めた方が良くないかなと思います。

山崎委員長

そういうことでよいんですか？でもこれ最後には結論は出さなければならぬですよ。

外館委員

継続協議でやる。

山崎委員長

でも、もう一回しかないんでしょう？

事務局(臼井事務局長)

いや予定ですから、足りなければ、もちろん最終前、とりあえず予定している後の小委員会、協議会にもかけることも可能ですけれども。

山崎委員長

いま穂別さんの申し入れはそういうことですがけれども、鶴川町さん側としてはそれでよろしいでしょうか。

事務局(臼井事務局長)

それともこの段階で意見がなくても少し、持ち帰って時間かけて検討したいということであればやむを得ないのではないかと。その必要が特にないというのであれば決めることについて延ばすのも。他の委員の方にも聞いてみてください。

山崎委員長

いま事務局の方から、今日のこの項目についてですね、自宅に持ち帰ってもう少し検討して、そしてもう一回協議をしたいということであればいたしかたないけれども、そうでない場合であれば、出来ればこの部分については決めていただきたいということなんですけれども。

津川委員

きょうの協議内容はまたあさって小委員会がありますから、その時点で結果を出すというようなことでも、別にやぶさかではないと思うんですよね。だからいずれもこの議論を含めてあさっての小委員会で、今日の結果を出すというような合併後の価値観を含めてね。私はいいと思いますよ。

小坂委員

これ最初からわかっていると思うんですが、いずれにしても両町が合併しようやと決めたんで、それで始まった協議の中で期日を決めました。決めたらその時点で全部かど、きれいに解決するかという問題と、そうでない問題というのがおのずからでてくると思うんですよ。ある程度時間をかけながら両町の町民が納得するような時間を必要とする場面も出てくるだろうし。そういうことを見越した、総務企画小委員会としての議論をしていく。念頭において、しておく必要があるのかなど。

和解といったら語弊ありますが、その充分に大事なことなんですけれども協議する方向として、たとえば委員長にお願いしたいのはやはり合併する意味もそれは当然必要なんですけれども、協議する内容そのものについても予め委員としては、わりと時間のかかるものも、あるいはその時点で解決するものも含めた仕分けをしながら協議をしたほうがよりわかりやすいし、より住民に伝わっても変に曲げて伝わることはないと思うんです。予めかかるものはかかるんです、時間というものは。その中で激変緩和しながら調整をするという議論も当然必要だし、今回出てきた資料そのものも充分調整会議の中で、両町の理事者も入りながら時間をかけて両町の意向を聞きながら反映をしてきたものが出てきてると思いますので、これが町民に伝わる時には議論がかみ合わなかったというか、そういう結論がでちゃうと非常に危険だと思いますしね。

当然時間がかかるものはかかるし、あるいは途中で解決付くものは付くんで、仕分けしながらひとつ融通をはかっていたいただければ良いのかなと思うんです。

ですから今外館委員がおっしゃったように、いまこう見せられて判断つかない部分、これは確かに我々としてもある面もあります。しかし、解決する部分も出来ることもありますからね。それを上手に仕分けして進行していただければなと思うんです。

山崎委員長

いま小坂さん言われたように、これ両町の調整会議で練られた後の結果だと思うんですよ



ね。ただ我々委員としては、その中身を、どういう形でこうなったかということだけわかればいいと思うんですけれども。

新田副委員長

いっきに説明をうけて、問題のあるところを指摘するだけでいい。とにかく説明だけまず先に聞いてからね。

山崎委員長

という意見なんですけど、よろしいですか?いっきに説明を受けて、問題のある点を協議すると。

星委員

3号から?

山崎委員長

3号から。それとも今のように、1つ1つおこないますか?

星委員

いや、一つずつやった方がいいんでない?

外館委員

つぎつぎやったら、わかんなくなる。

山崎委員長

忘れちゃうんじゃない?

津川委員

そうそう。そんなんで、なんとかなるんでない。

山崎委員長

これやっていくうちに、時間かかるっていったら、新町の建設計画なんていったらものすごく分厚いね。そんな簡単に終わる話でないんでないかなと思うんだけど。

それでは第2号については、よろしいですか?

星委員

もう一点。

山崎委員長

はい、星委員。

星委員

穂別の場合バランスシート出ているんですけども、鶴川の場合あるかどうかよくわからないんですけども、この土地と山林、これについてよく見たら面積だとかそういうもので出ているんですけども、金額になおしてどれくらいになるものかは?もし資料ありましたら、お教え願いたい。

山崎委員長

わかるの?

事務局(酒巻主幹)

本日手元にその資料が無いのでお答えしかねるのですが、鶴川町につきましても、穂別町さんのバランスシートと比較してどういうものか少し検証しなければならないのですが、鶴川町についても決算書、いまのバランスシート添付してございます。この件については確認するという事でご回答できればと。金額換算の分については、持ち帰りまして調べて、また後日お答えしていきたいと思っております。

山崎委員長

いいですか?

星委員

はい。

山崎委員長

それでは、協議第2号についてはよろしいですね。

(「はい」の声あり)

山崎委員長

続いて協議第3号地域自治組織について説明をお願いします。

#### 4-4-3 協議第3号 地域自治組織について(継続協議)

事前配付資料(2)に基づき説明

事務局説明(酒巻主幹)

これにつきましては、事前送付資料(2)の5ページから7ページの所にご書いてございます。この項目につきましても、昨年10月8日に開催されました総務企画小委員会の方で、新町における住民自治の充実などから地域自治組織を設置するところまで、ご確認いただいているところでございます。

ただしその設置する自治組織の種類、こういった法律、根拠に基づいている組織かという点につきましては、この時点においてはまず今年の春に改正された自治法に基づく地域自治区。または改正合併特例法に基づく地域自治区、あるいは合併特例区の中からこの2町にとって、2町が合併した場合に望ましいものを選択していくということでしていただくことができます。

そこでこのたび2町が合併します地域自治区としては、地方自治法第202条の4に基づく地域自治区を新町に設置するというをご提案したいというふうに思います。

この地域自治区の内容につきましては、設置については旧町を単位に、鶴川町・穂別町地区を単位として、鶴川自治区、穂別自治区を置き、この地域自治区には住民代表により構成される地域協議会を置き、町長やその他機関からの諮問、または協議会において地域の振興等に関して必要とされる内容について審議し、町に対して意見を述べていくという機能を持つこととさせていただきます。

また地域自治を構成する基礎的なものとしましては、コミュニティー会議。この中身につきましては、現在自治会に分かれたり、単位とかでありますとか、その他この中でいう様々な経済団体、そういった地域を構成するコミュニティーの関係会議を単位といたしましてしていくということでございます。また自治区の設置に関しましては、新町の条例で掲げることになっております。

合併までの間に当然条例等をまとめる必要がございますので、合併までに引き続き2町の討議、また両町の議会の承認といったような手続きを頂きながら、まとめていきたいというふうに考えております。

また組織の設置根拠となる動機として、自治法による地域自治区を選択した理由でございますけれども、これにつきましては合併特例法に基づく制度を選択した場合は、設置期間が限定されることとなります。

これは冒頭で説明致しました、この2町でする場合の大きな目的にしましては住民自治の充実、これは参加と協働の仕組み作りということにも入るかと思いますが、こういった組織を設置するということを考えた場合には、この期間の限定というのは馴染まないのではないかとこのところ、自治法に基づく制度を選択したということでございます。なお、この合併した場合の地域のイメージの図につきましては、7ページ目の方に簡単に今後の協議事項の中で協議して組織機構とのかかる部分がございますが、イメージ図を添付してございますので中身をごらんいただきたいのですが、イメージ図の方で若干訂正がございます、よろしいでしょうか。7ページのイメージ図でございますけれども、まず本庁舎で町長と書かれているところから、横に棒が伸びてそれぞれの鶴川自治区、穂別自治区の方へ線が伸びているところがございますが、この矢印についてはそれぞれの自治区の点線の所で矢印が止まっていますけれども、これを下のそれぞれ鶴川地域協議会、穂別地域協

議会の方まで線を伸ばしていただきたいと思います。また穂別地域協議会の下の方に括弧書きの小さく見づらいのですけれども、鶴川地域となっておりますが、これ穂別地域の住民代表組織の誤りでございますので、訂正をしてください。

説明については以上でございますので、よろしくご協議お願い致します。

山崎委員長

説明が終わりましたので、これについても質問又はご意見ございますでしょうか？

星委員

これこそ5号、6号とかかわりでてくると思うんですよね。それと合わせてやったらいいと思います。

山崎委員長

今星委員のほうから、3号は5・6ともかかわりがあるのでそっちの方と一緒にやりたい。それでは5.6も一緒に説明してください。

#### 4-4-4 協議第5号 組織機構及び分庁舎(支所)について(新規協議)

##### 事前配付資料(2)に基づき説明

事務局説明(酒巻主幹)

それでは併せてという話がありましたので、協議第5号の組織機構及び分庁舎についてです。これにつきましては事前資料での(2)の8ページからごらんいただきたいと思えます。組織機構につきましても新設合併でございまして、2町が一旦消滅することになります。そこで新町の町長の職務執行者が合併の日に組織機構、専決で処理致しまして、そこで施行していくわけでございます、この組織機構の準備といたしましては住民に支障が生じないように予め2町間で充分協議をおこなって、具体的な組織というものを定める必要の日程がございます。

そこで組織機構と分庁舎についてでございますが、これについては新町の事務所の位置の項目で、本庁の位置の決定と共に総合支所を設置するという所まで確認いただいている所でございます。その際にはさきほど指摘ありましたとおり、地域自治区の設置とも深く関係するというので、併せて協議していくということも確認しているところでございますけれども、これらをふまえてこれから合併時まで具体的な組織機構を検討するための基本的な考え方というものを、この協定項目の中で整理いただき、整備方針として確認していくといったところが今回の提案の中身でございます。

また組織機構の整備方針に基づくということで、整備方針だけではなかなか具体的なものをイメージできないものかなという部分もございまして、組織機構の骨格的な考え方、その組織が持つ機能の骨組みの部分については、ここで、事務レベルで調整致しました中身

についてご提示する中で、参考にしていただくというようなことになってございます。ここで資料の方の横票の方、9 ページ以降ごらんになっていただきたいのですが、ここから本庁2の所で、この本庁機能につきましては特に総務、企画、財政の管理的な部門を本庁舎業務として集約していくということ。それから各種委員会等についてこの機能を集約するといったことが書かれております。

また続きまして、次のページの総合支所についてでございます。これについては当然相談、証明交付などの窓口機能。こういったものが当然サービスの低下がないようにということで設置することではございますが、その他に合併前に備えていた各部門の業務につきましても、広く備えていくといったことが総合支所でも特に必要なのではないかとということや、また地域振興の部門や運営について資料を検討していくかと、地域自治区の事務局的な機能につきましても併せて協議していくというようなことで検討していくということでございます。

また一般職の職員の身分の取り扱いにでも既にご確認頂いた内容であります。新町において管理の適正化の計画を整備し、適正な人員管理に当然努めていくというようなことが必要ということと、また行財政改革の推進をおこなうことについてという部分で、とりあえずそちらの基本的なこととして、こちらの方でふれているところでございます。

これらの骨格的な考え方をふまえて、合併時までに2町間充分調整したうえで組織機構を整備していこうということを提案しているところでございます。以上でございます。

山崎委員長

6号も。自治会・町内会の取り扱いについて。

#### 4-4-5 協議第6号 自治会・町内会の取り扱いについて(新規協議)

事前配付資料(2)に基づき説明

事務局説明(酒巻主幹)

続きまして次のページでございます。資料(2)の12ページ、自治会・町内会の取り扱いでございます。自治会・町内会のこの項目で協議いただきたい中身としましては、現在自治会町内会あるいは連合会の構成単位について合併にもなって再編が必要かどうかといった点。もう一つは自治会町内会にたいして行政がおこなっております財政支援の内容についてでございます。自治会町内会連合会につきましては、それぞれ自主的に運営されている組織であり、それらの考え方を合併に伴っても尊重していくということが調整会議の中でいった中身でございまして、そういった理由から合併に伴う自治体形ということでは、行われている現行のまま新町に引き継いでいくというのが望ましいのではないかとということになってございます。

また自治会活動を促進することを目的に、2町それぞれこれまで基準に基づいて、それぞ

れ町内会に対して支援を図る。この算定基準については資料の 15 ページ、16 ページにございますけれども、それぞれの町が大きく異なっているところがございます。ただしこの異なっているところについてはそれぞれのこれまでの地域の環境の違いといったもの、事情もあることから、早急に統一していくことは影響も大きくなかなか難しいのではないかとといったところもございまして、合併時においては現行のとおり、いったん新町にこれも基準を引きついでいくというようなご提案をしたいと思います。ただし合併後やはり一体性を図っていく必要がこの項目についてもあるだろうということで、3 年をメドにその交付の基準についてを統一していくといったことをご提案したいと思います。以上でございます。

山崎委員長

それでは 3.5.6 の協議事項の説明が終わりました。ご質問、ご意見をいただきたいというふうに思います。

星委員

まとまってもよろしいですか?3 号の地域自治組織、それとですね分庁舎についてなんですけれども、この呼び方というんですか、これの正式なものというのは、ここに出ている「鵜川自治区」、「穂別自治区」。それから庁舎については新しい名前のうちの「鵜川支所」、「穂別支所」とよぶのかどうかというのは?ここをちょっとお聞きしたいのですがよろしいですか?

事務局(酒巻主幹)

いまのご質問は、総合支所をおいた場合のその支所の正式な名称ということでよろしいですね?

星委員

ええ。

事務局(酒巻主幹)

名称については今後支所を置くといった場合に、その支所を置くことについての条例も制定されるということでございまして、今後、協議の中で、その正式名称についても。今仮に、この「穂別総合支所」、「鵜川総合支所」というような書き方をしておりますが、今後の協議の中で望ましい名前というものを検討して付けていくというのは可能であると考えております。

あと地域自治区、協議会の名称も追々今後の協議の中で。現在これは法律に基づいております名前をそのまま書いておりますので、それはまちの任意の付け方で構わず、条例を作る際につとめまして、名前を付けるということで、そういう理解でよろしいのかなというふうに考えております。

山崎委員長

よろしいですか？

高野委員

いま 1 号から 10 号までの協議をしているわけですがけれども、調整会議でしっかりと検討してくれていると思うんですけども、これ本当に今日初めて見るものもありまして、難しいというか、時間がかかるのかなというふうに思っております。それで自治区ですね、構成員の任期が 4 年以内と条例で定めるとあるんですけども、これは 4 年で一期ということですか？

それと構成員が何名で構成するものかお聞きしたいのですが。

事務局(酒巻主幹)

じつはいま新町においての協議会の任期と、それから協議会の構成委員の定数の関係からのご質問かとは思いますが、これについては実は現時点で、まだご提案する中身まで詰めておりませんで、実はこの上の方にも、自治区の設置の関係でも書いておりますけれども、じつはこの具体的な中身というのはこれから 2 町の協議を経まして、また予め再度議会のご確認などをいただきながら、その 2 町にとってふさわしい人員の人数、それから任期につきましては、条例では上限は 4 年以内となっております。他の事例でみますと、これを 2 年に区切っている例もございまして、4 年以内という形の中で 2 年ごとに交代しているというような、そんな形で協議をしている部分も見受けられますので、そういったものももちろんこれから協議の中でご相談しながら決めていきたい項目です。

高野委員

もう一点ですけども、組織機構及び分庁舎についてなんですけれども、この本庁舎機能として整えるべき機能を行政分野ごとに整理したもので、今後変更もありますとありますが、このなかをうまくですね、支所と本所のあり方が書いてあるんですけども、9 ページと 10 ページには本庁舎の機能と総合支所の機能を書いてありますよね。その後にある 11 ページの所に、ちょっとわからないんですけども、本庁舎の総合支所共通機能のところ、配置部門のところが変わっているんですよ。この意味は何なのでしょう。

事務局(酒巻主幹)

冒頭の 9 ページ、10 ページに書かれている機能と、イメージ図の方の部門のところでは整合性が取れない部分があるのではないかとというご質問でよろしいでしょうか？

資料がわかりづらかった部分もあるかと思っておりますけれども、じつは本庁舎となる部分が本庁機能ともう一つおかれまして、総合支所となる部分の機能も当然、地域住民サービスのほうが上位におこなわれることで、それと同様の機能を本庁舎におくといった部分がございます。じつはイメージ図の部分はこれを 9 件にしたいということで、配置部門と本庁の機能と。それと便宜的に本庁業務の流れの中でやることとなりますけれども、支所と同様、同じことをやっていくという機能ということで体制を分けまして、地域振興部門から建設

水道部門ということでこちらの方。また、こういった中身に伴いまして、総合支所機能の方には同様にいままで本庁舎で穂別町役場の方でやっておりましたいろんな部門のサービスとして、そういった部分もそれぞれ網羅させるという形で配置していかなければならないということで、こちらの配置部門ということで書いております。

また、その下については、それぞれが行う主な業務内容を説明しているのが下の部分ということでイメージ図の内容になっております。以上です。

高野委員

それではですね、この機能設置というものはこれから協議して決めるということでもいいんですか?これで決まりということではないんですね。

事務局(酒巻主幹)

こちらのなかでは、あくまでこれが総合支所で備えるべき機能、部門ということで大括りにこちらの方で不確定議論ということで、大括りのものを整理させていただいておりますので、今後合併時までこれをふまえまして、具体的などのような事務を、どちらの庁舎も、どこの課でやるのかといった部分も、課の設置ということになるかと思えますけれども、そういった組織の具体的なものは、今後の検討ということになります。

山崎委員長

その他ございますか。

星委員

庁舎の今後本庁と総合支所と分けられるんですけれども、このなかでですね、人員配置というんでしょうか、この計画というものは出てないんでしょうか。例えば本庁舎には何割くらいの、職員全体の何割くらいをおくのか。また総合支所にはどのくらいおくのかというような事については全体につけてないんでしょうか。

事務局(酒巻主幹)

ご指摘ありました本庁と支所にどれくらいの人数を配置するかなんですけれども、実はそのあたりまで踏み込んだ議論はされておられません。ただし確認事項として出ていますのは、災害等の非常出勤対応人員の最低の一定確保。本庁、総合支所どちらにも確保すべきではないかというような協議がされているところでございます。

星委員

いま説明があったことで納得するのかなということなんですけれども、是非とも考えて欲しいのはこの緊急時ですね。やはり本庁まで行けない部分がありますし、また支所まで下がってこれない部分もでてくると思うんですよね。だからその辺の所考えての人員配置というんですか、これから計画していただきたいなと思っているんですよ。



それと庁舎の中身としても、例えば土地の広さからですね、農業、その地形等の関係ですね、農業委員会だとか、また学校等、穂別の場合遠いところありますから教育委員会だとかその辺の配置のことも考慮に入れてもらいながらですね、していただきたいと思いますと思っています。

山崎委員長  
よろしいですか？

外館委員  
これも継続協議で取り扱ったら良いんでないかというふうに思います。

山崎委員長  
はい。それでは継続でまた協議してまいりたいというふうに思います。

続きまして7号、一部事務組合の取り扱いについてを説明してください。

4-4-6 協議第7号 一部事務組合の取り扱いについて(新規協議)  
事前配付資料(2)に基づき説明

事務局説明(酒巻主幹)  
それでは続きまして、7号。

一部事務組合の取り扱いについてです。これについては資料(2)の16ページごらんいただきたいと思います。一部事務組合につきましてはご存じのとおり町で扱う事務の一部を複数の市町村で共同で処理するために設置しているという組織でございまして、この項目では一部事務組合それとやはり同様の主旨で役場の仕事を共同でしていくということで委員会や協議会といったものがございます。これらの組織についての合併時の取り扱いについて協議するものでございます。

一部事務組合と致しましては、この資料17ページ目から記載のとおり消防、ゴミ処理、それからし尿処理を近隣の町と一緒に鶴川と穂別は共同処理しているという実態がございます。だから公務災害補償組合であるとか退職手当支給に関する事務、また議会議員の皆さんの公務災害補償に関する事務、それと災害に備えての備荒資金組合の事務と。これらを道内の市町村と共に事務の共同設置ということで処理している現状がございます。これらについては新設合併でございまして、当然自動的に合併に伴って組合などから脱退ということになりますけれども、新町においてすぐ合併の日に参加すると。新町としてもこれら、今は入っている事務組合のほうに確認していくということで、本調整内容としてご提案いただきたいと思います。

また、公平委員会それから介護認定審査会、これも機関を鶴川、穂別共同設置しており、

一緒に他の町と一緒に処理しているわけですが、これについても引き続き新町にて加入していきたいというようなことをご提案したいと思います。

また自治法に基づく協議会ということで共同設置しておりますのは、東胆振広域圏振興協議会。これは白老町から東側の市町村で構成している協議会でございますけれども、これについては合併時までに関係する市町と調整しながら、合併時までこの取り扱いを決めていくような調整となっております。

また共同設置として実は該当するものとしては、こちらの合併協議会というものも自治法に基づく協議会ということで位置づけられておりますが、これについては合併に伴って一定の役割というものが終了致しますので、これについては合併に伴って解散というような形になります。

そこでこちらの協定項目といたしましては、一部事務組合から東胆振広域圏振興協議会までということで、(1)から(4)までの調整内容ということでご提案したいと思います。以上です。

山崎委員長

これについてはよろしいですね？

星委員

この一部事務組合ですね、鶴川と穂別と合併した場合その一部事務組合のなかに特に込み入ったし尿処理ですか消防団とかあるんですけれども、それぞれが持っていた負担金というのですか、共通する部分というか、その持っていたものを、コスト削減になるかどうかという部分までの調整会議の中では出ていないんですよね？

事務局(酒巻主幹)

調整会議の中でそこまで確認ということにはなってございませんけれども、いちおう施設の部分の共同設置、特にゴミ処理、し尿処理については当然2町規模でありましたら共同設置している意義というものは、それなりに新町においても意義もあるということですので、ここで継続して入っていく、合併しても広域で処理することが望ましいということ考えております。

ただし、負担金なんですけれども、これについては当然中身につきましては人口割りという部分とそれから町の定額分で算出されているものでございまして、特にこの定額分については二つの町が一つになるということでございます。このゴミ処理、し尿処理につきましては鶴川・穂別だけではなくて、早来・追分についても合併を協議して2つの町が1つになるということで構成町の枠組みが変わってくるということがございますので、今後、一部事務組合とその負担金の考え方につきましては当然調整が必要になってくるのではないかとこのように思います。

星委員

そしたらまだしていないということですね。わかりました。

山崎委員長

そしたら他によろしいですか？

それではこれで(2)の議案については終わりますけれども、継続審議ということでこの次9日もう一度ございますから、そのときまたご意見ご質問ございましたらそのときにもう一度行っていただきたいというふうに思います。よろしいですね。

小坂委員

継続協議というのはこれで、全部が継続協議なんて本当は……、ある意味ではね。ですから文化も違う、そういう町が一つになるわけですからそれぞれ合併した時点で不都合も出てくるだろうし、思わない部分もでてくると思うんですよ。ですからそういう意味の継続協議ということは、協議会で総務委員会からも意見を付けて答申をするような仕組みを作っておいた方が。その意味で継続協議を起用するんだと思うんですよ。それで継続協議といっても、やってみなきゃわかんないこともありますんでね。そういう意味で外館委員がおっしゃっているんだと思いますんで、小委員会としては仮に今回、調整会議を終えて出てきた答えについての、いわゆる継続協議的な意味というのはこの意見として、将来とにもひとつのまちになってもそういう意味では続けるべきだと思うんです。それで町民がある意味では公平感を持てるように、行政仕組みに持っていくということを充分留意すべきだと思うんですよ。そういう面での継続協議に持って行っていただければなと思いますんで。

山崎委員長

わかりました。よろしいですか。

新田副委員長

いまの一部事務組合も継続ということに？

山崎委員長

どうする？全部というのも。

津川委員

別に今までこれ……。

小坂委員

もう馴れちゃってる。

山崎委員長

だってこれどうにもならんもん、これ。一部事務組合に関してはこの通り進めていかなければ駄目なんでしょう？

小坂委員

進めなきゃならんだろう。

山崎委員長

法律でこうなっているんでしょう？これはこれで仕方ない。良いんじゃないですか、これ。仕方ないんじゃない。やらなきゃならない。

新田副委員長

提案通りでいいということ。

外館委員

今の問題は決めて良いんでないの。それは問題ないと思いますんでね。

山崎委員長

今のということは？一部事務組合のこと？

外館委員

協議にならんもの。総務委員会では。

山崎委員長

では、よろしいですね。

新田副委員長

6 もいいのではないか。

山崎委員長

3.5.6 についてはどうなんですか。

星委員

私の考えなんですけれども、これから進めて話する中ではですね、この自治組織の名称ですとか、それから分庁舎の呼び方だとかあると思いますんで、それくらいまではやはり協議会に提案できる形にした方がいいんじゃないでしょうか。今後の住所等の関係もありますしね。それから新しい名前ついた段階で、それをよぶのかよばないのかいう部分もあると思いますんで。だからこれらについては今後ともまだ話し合う余地は充分あると思うんです。今日でた中の3号……。

山崎委員長

3.5.6?

星委員

3、5号。まあ、6号についてはあれなんですけれども。

小坂委員

ただ自治組織を作るかどうかについての確認をここでしているだけで。中身については色々でてくると思うんです。

星委員

ただ、一番問題なのは名前ついた中で結局その下で呼び方というのはどうするのかという部分は、これは住民説明会の時にはっきり示さないと納得してもらえないと思うんですよ。その次の一年でやるとか何とかいっても、これは全然、住民としては納得できるものじゃないですからね。そういう形で示していくのがね。

竹中委員

それは町名、字名の時ので変更ありますね。

星委員

ええ。変更にもなってきますんでね。

小坂委員

町名、字名はやっぱり住民の意向を十分反映するような形にしなければならないでしょう？

星委員

いやいや。

小坂委員

だってならんでしょう。

星委員

自治会もそうですからね。

小坂委員

なるほど、確かに。それはそうでしょう、まだ変えるという話にはならない。

山崎委員長

自治会といたって、再構成するなんて事にはならんだろうし。

小坂委員

ならん。いまの現状維持でとりあえずやっていくしかないということになるのではないか。

山崎委員長

この地域自治組織は設置するということで皆さん？

(「それでよい」の声多数あり)

山崎委員長

いいですね。

小坂委員

細かい話はそれは住民の主体で考え方を尊重してやる。これこっちから決めて、これでいいでしょうということにはならん。

外館委員

いや、話聞いてたら、前回からの名称の意味、皆さんもご理解されていると思いますんでね。やはり財産問題だとかひとつの大きな問題なんで、そこらあたりは公募がどのように出てくるか。それでみなさんスケジュール等は最終的には 25 日の第 7 回協議会。やはりここですべての項目を協議終わるというスケジュールについて、それまでに 9 日と 21 日の総務企画小委員会予定されていますから、その段階で決定すると。新町名の状況もにらみながらトータル的に状況がどうなのかと。そういうふうに状況把握できると思うんですよ。だからそういうふうに。

山崎委員長

例えばこれ 6 号の自治会とか町内会の取り扱いについても、これ別にこれで問題ないと思うんだよな。

津川委員

これ以上、取り決めるものは無いと思うから。だから決めて構わないと思うんですよ。それ以上のものはいずれこれから・・・。

小坂委員

提案としてこういう方向でいいかというような。総務小委員会でこれ考え方さえまとめれば、細かいことについてはね、こちらから押しつけてやるというふうには当然ならぬだろうし、現状尊重しながらやはり形作っていかないと困る問題だと思うんですよ。強制する問題でないし。特に自治会の扱い、あるいはその分庁舎の問題についても、やはり総合支所ということになりますと今の機能とほとんど変わらんよと。基本的には。そういうことだと思うんです。総合支所なんてものは。

ですからその議論についても、総務小委員会としてはそういう方向でいきましょうやと。

山崎委員長

これ新町の組織のイメージを見たって、総合支所であるからこういうことになるんですよ。本庁ならこうなると見たらわかると思うんですよ。これ別に問題はないのかなと。

外館委員

わかりますけれど、継続協議の扱いにしたらどうですかという提案。

山崎委員長

ではこれでいいというのは6・7ですか?1もいいのですか?

外館委員

いや、1は決まりました。

山崎委員長

いいですね。1・2はいいですね。

外館委員

2・3・5。

山崎委員長

2・3・5が継続にしていきたい。

外館委員

とりあえず自治会の関係は協議済みにしてもいいかなと思いますけれども。

ただ、自治組織に絡む問題だというふうに聞いていたから、これも継続協議かなと思ったんですけど。私は継続協議の方が良い。

山崎委員長

だから1・2・6・7は良いんでないでしょうか。

外館委員

そうです。

山崎委員長

そうですよ。

外館委員

私はいい。星さんは?

星委員

いや、いいと思います。6ね。6はいいよ。

山崎委員長

そうしたら、いま言っているのは3と5だね。

星委員

そうです。

山崎委員長

3と5はもう少し継続して審議したいと。

外館委員

2でないの?さっきいったのは2でしょ?

山崎委員長

2・3・5なの?

外館委員

継続協議がいいんでないかという、さっき提案されたの2・3・5だと。

星委員

2については、わたしちょっと聞きたいのは土地と山林の価格。

山崎委員長

ああ、なるほど。

星委員

それ聞きたい。

山崎委員長

そうしたらこれ、2・3・5については、継続審議を行うということによろしいですか?いいですね?

(「よい」の声あり)

山崎委員長

それでは(2)の議案はこれで終わらせていただきたいと思います。それで資料(1)に入る前



に 15 分ほど休憩取りたいと思います。

(休憩)

(再開)

#### 4-4-7 協議第 4 号 新町建設計画について(継続協議)

##### 1.新町の将来像について

##### 事前配付資料(1)に基づき説明

山崎委員長

第 4 号新町建設計画について説明をお願いします。

事務局説明(神田主事)

それでは私の方から新町の建設計画についてご説明致します。資料(1)の協議第 4 号新町建設計画についての 1 番、新町の将来像について。

新町建設計画の将来像は「新町の将来像」選定基準の 2.選定及び決定方法に基づき、あらかじめ数点に絞り込んだので、選定案を次のとおり提案致します。裏面をごらんいただきたいと思います。こちらの方ですね、昨年 10 月 21 日から 11 月 5 日にかけて実施しました、新町まちづくり計画の将来像応募作品の中から、事務局より以下の 3 点を候補作品として選定致しました。

まず 1 点目が「人と自然が輝く清流と健康のまち」。2 点目が「人と自然きらめき躍動する清流と健康のまち」。3 点目が「人と自然、地域きらめく清流と健康のまち」となっております。事務局の方からは以前の小委員会において 3 点程度に絞り込むことになっておりまして、小委員会のほうでは一点、この中から選んで頂くことになっております。事務局のほうで 3 点選出致しましたが、一番上が網掛けになっていると思うんですけどもこれが第一候補として考えております。

事務局からの提案理由につきましては、ここに記しておりますが、まず選定基準をもう一度確認したいと思います。(1) 鶴川町・穂別町のイメージに合っているか。(2) 両町の特色を活かしているか。(3) 両町の歴史文化にちなんでいるか。(4) 住民の将来に対する理想・願いが込められているか。(5) 将来を見越したビジョンがうかがえるか。(6) 「まちづくりの基本方針」、「基本目標」等の計画との整合性がはかれるか。(7) インパクトのあるものとなっております。この選定基準を事務局としましては性質別に大別しました。(1)から(3)までにつきましては、主に 2 町のこれまでのまちづくりの流れを反映するものを基準にしております。(4)から(7)につきましては、主に新町における将来を見据えた住民意向の視点によるものとなっております。

この二つをまず視点としまして、これまでの2町の特徴を確認しておきます。鶴川町につきましては、総合計画においては「清流」がキーワードになっております。町民の生活を支えてきた清流鶴川にこだわりを持ち、まちづくりの各分野において、清流鶴川がもたらす「豊かな自然との共生」をまちづくりの基本としてきています。穂別町につきましては、総合計画において「健康」というものがキーワードになっております。まちの活力を生むためには、まず町民が健康であることを前提とし、心と体の「健康」をテーマにまちづくりの目標を定め、各施策分野にその健康という考え方が反映されてきております。

次に、これが2町のこれまでのまちづくりの特徴なんですが、実際の応募作品の主旨に見られる傾向がどのようなものかというのを事務局において考えてみました。次の下の括弧書きの所に主な意見・主旨というのがありますけれども、これが住民の意見の中から見られた傾向になっております。大きく8つに分類されております。応募作品から見られる傾向としましては、上記の2町のこれまでのまちづくりの方向性、それが両町の住民に深く浸透してきていることがまず窺えました。主な意見の傾向になりますが、上記の上から1番・2番、自然を有効に活用するまちづくりですとか、自然を大切にするまちづくりなどが鶴川町の河川清流を大事にして活用を図っていくという部分の考えが含まれており、実際に応募があったのも鶴川町の方が多く見られました。

点の3番目と4番目、この部分は健康の視点を取り入れるというところと、人にやさしいまちづくりですが、これにつきましては穂別町の方の健康というキーワードの考え方が見受けられます。意見としましても穂別町の町民の方が多く見られました。

次に両町のこれまでの特徴を受け継いで、産業の振興など各分野において1つのものとしていくべきというような考えが、意見の傾向として見受けられました。これは点の下から4つ目と3つ目、2町のこれまで培ってきた特色、財産の有効活用。2町の連帯感を育むまちづくりといった意見の傾向として見られました。

次に将来の地方自治の視点から、町民参加のまちづくりをすすめるべきなどの意見も傾向として見受けられます。これは下から2番と一番下の住民参加のまちづくり、住民の知恵や気持ちの反映されるまちづくりという部分に見受けられます。

最後に事務局としてこれらのまちづくりの特徴と住民からの意見の主旨に見られる傾向が選定基準に適合しているかどうかというのを下のところに記しております。検証結果としましては、まず応募作品の傾向からは、両町のこれまでの総合計画の核の部分であります「清流」と「健康」というものが両町住民に深く浸透しているということ、次にこれらが非常に町民の間において大きな意味をもつこと。この「清流」と「健康」ということがそれぞれ、清流が自然の活用というものをあらわす、健康が活発な人の力をあらわすものであることが窺えまして、将来像の選定にあたっては住民の意見を取り入れるのがもっとも重視すべき点と考えられました。これは選定基準の(1)から(7)とこれまでのまちづくりの中での反映すべき点に該当するのではないかなというふうに考えます。

次に、またこれまでの2町のまちづくりのなかでの継承の面だけではなく、将来に向けても自然や人の力を活用していくということが重要であるということが意見の中に挙げられていることから、これまでのまちづくりの部分だけではなくて、まちの将来に向けての理想、ビジョンといった要素も含まれていると考えられるのではないかなというふうに思います。

また意見の中に見られた部分なんですけれども、健康の視点を取り入れた産業振興。これは農業の部分で、穂別の方にあるんですけれども、健康をテーマにした農業や作物ですね、そういったものをあたらしいまちの計画の中でも特に特化していくということで取り上げました。これらの部分も新町としても目立つものになりますので、インパクトの面でも大きなものがあるのではないかなというふうに考えられます。これが選定基準の(4)から(7)の部分に該当する部分と思われまます。

これまでの両町の個性である清流と健康の継承と一体化。自然と人が潜在的に持つ力の発揮。これらの表現を重視する観点から、将来像の候補作品を上記の3点選定致しました。ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

小坂委員

いま説明があったように、この3点の中から1点を選ぶということですよ。それで網掛けがある意味では両町に共通したイメージに合っているものだという意味なんですか?この網掛けは。

事務局

そうです。

小坂委員

公募をした中から選んでおりますので、広くとらえたりすることというのは出来るだけ差し控えたなかで、せっかくの公募を上手にいかしてやるということが一番大事だと思うんですが、流れる的に見ますとね、こういう表現が両町にとってある意味では共通している表現かなと思うんですが、2番目3番目の「自然がきらめき」あるいは「地域がきらめく」とひらがな使っていますよね。一番上だけが「自然が輝く」と漢字。この受ける印象度というのが、どちらがやわらかいのか、どちらが馴染みやすいのかという部分で調整がきくのか、その辺をお伺いしたい。あんまり意味を崩さないような中身で、堅苦しいというイメージを取るのか、やわらかくて馴染みやすいというイメージをとるのかというと、どちらが良いのかというのはちょっとわからないんですけれども、その辺をまず。

事務局(臼井事務局長)

いまのご意見ですけれども、前提としましては修正の場合においてはしたいということで、募集段階から住民の方々に周知をしておりますから。例えば輝くという字を例えばひらが

なに変更するという事は、もしここで了承を委員会でされればそれは変わると思います。ただ、「清流」とか「健康」というキーワード、あるいは「自然」というのは、これはあくまでもこういう形の中では直らないというふうに考えております。

小坂委員

この辺でなんですが、私の性格的に個人的なことを申し上げますけれども、柔らかいという表現がある意味では受けやすいというか、馴染みやすいというところに行き着くのかなという、そういう気持ちもあるのですが。これあくまでも個人的な見解ですが、この輝くという字をひらがなにしたらどうなんだろうかなという気もするんですが。これ提案なんです、委員長。そうすれという意味ではありませんが。

山崎委員長

小坂さんは柔らかい感じを持たせるにはひらがながいいと。

小坂委員

いいんでないかと。

山崎委員長

一番上の輝くがやっぱりいいということですね。

小坂委員

はい。新町像にしたい。

竹中委員

輝くを出すとした場合ですね。

山崎委員長

他にご意見ございますでしょうか。

小坂委員

基本的にはここから選ぶということについては了承したい。

山崎委員長

それはいいんじゃないですか。この中から選ぶ。

外館委員

このなかじゃ、あれだよ。ひらがなのことしか考えること無いもね。

竹中委員

いまのわかりやすい表現というの、私も賛成です。ただ下の丸の2つみてもわかるように、

名詞というんでしょうか、自然で止まってきらめきだとか地域で止まってきらめきだとかそういった形でいくと、「人と自然が」ということによって輝くとなると……。そのへんの語表現というんでしょうかね、言ってみれば人と自然で聞きながら、輝くと。「が」を取ってね。そういった部分も、もしいけるなら繋がるのかなと私は思っているんですけども。

山崎委員長

「きらめく」か「輝く」かだな。

山崎委員長

なんもこれ良いと思うよ。一番最初のこれ良いと思うよ。

星委員

短くていい。

山崎委員長

良いと思うよ。「きらめき躍動する」は長すぎるよ。

そしたらこれ、考えなくても「清流と健康のまち」ということで、あとはこのまま使うか、ひらがなに直すか、その辺の判断だけだと思いますけれども。

小坂委員

できればひらがなも協議会に提案していただければと。漢字と2通りで。そういうわけにはいかないの？

事務局(臼井事務局長)

この後建設計画の全編について説明しますが、協議会に提案する内容が将来像も含めて一括して提案することになっているんです。それで決定する段階が小委員会というふうに事前に決めておりますので、ここで1点に絞っていただいて、それを全編の将来像にのせて全体としてこれ協議会に出すとなっておりますので。出来ればここで、小委員会の中で。

小坂委員

いいんです。私の意見です。

高野委員

私は一番、あまり長いのがいいというわけではない。これもいいんでしょうけれども、少ない字数でもって人にもわかりやすいとなったらやはり1番の「人と自然が輝く清流と健康のまち」が良いと思います。それでいまひらがなの案が出たんですけども、ちょっと書いてみたんですけども、ちょっと書きにくいというか、「輝く」という漢字がとても

輝くと、皆もひらがなの「かがやく」はあまり見たことがないような気がするし。このままで私は良いかなと思いますけれども。

山崎委員長  
という意見です。

小坂委員  
取り下げします。

津川委員  
網掛けでいいんでないの？

山崎委員長  
いいですか？それじゃあ、このままで。

将来像については、漢字でいきたいということでございますのでよろしいですね。

(「はい」の声多数あり)

山崎委員長  
続きまして、新町の建設計画、まちづくり計画についてを説明をお願いします。

## 2.新町建設計画(新町まちづくり計画)について

事務局説明(阿部主幹)

続きまして、新町建設計画についての説明をしたいと思います。今日別添の資料に1と2の二種類あります。その別添資料1の方でまず話させていただきます。これにつきましては、途中で、住民説明会の時に柱立てだとかそういうものについては、見慣れた内容に当然なっていることですし、決めていただいて前に進んできたわけですが、それを基に計画しております。

まずは1ページめくっていただいて、目次を見ていただきまして、この構成は「序論」から始まりまして「地域の現況と課題」、3項目に「主要指標の見通し」、4番目に「新町建設の基本方針」、5番目に「新町の施策・事業」。それからもう1ページめくっていただいて、6番目に「新町における北海道事業の推進」、7番目については「公共施設の適正配置」、8番目に「財政計画」とこのような順番になっております。

それでこの計画のおおまかな構成といいますと、4ページの所をめくっていただくとおわかりになると思うんですけど、2番目の所にこの新町の建設計画と財政計画。大きく分けてこの2つで構成されております。それから(3)のこの計画は平成18年から27年度までの10年間ということになります。

それから次に序論の1番目、「合併の必要性、効果」ですとか「地域の現状と課題」。それから「主要指標の見通し」までは、いままでの両町の間を整理して記載されているところですので、時間の関係上割愛をさせていただいて、さっそく4番目の「新町建設の基本方針」のところから、細かく説明していきたいと思っております。26ページになります。

先ほど新町の将来像決めていただきまして、ここに仮称と入っておりますけれども「人と自然が輝く清流と健康のまち」。それから先ほど、この将来像を決めるにあたり両町の町民の方々から多くの施策に反映してほしいという想いをいただきました。その中でやはり鶴川でいえば「未来につなごう清流のまち鶴川」、穂別が「人間健康宣言のまち」ということが深く浸透しているということで、改めて私も再認識させられたところなんですけれども、そういうことで今後も2町が発展していこうということで計画としてつくっております。

2番目のまちづくりの基本方針なんですけれども、これは5本立てになっております。「自立・ふれあい交流型のまちづくり」。それから2番目には「地域の特徴をのぼすまちづくり」。3番目には「整備と活用の調和のとれたまちづくり」。4番目には「時代の潮流を見据えた総合的なまちづくり」。5番目には「参加と協働による住民自治のまちづくり」ということが基本方針としてあげられております。

次のページをめくっていただきまして、まちづくりの基本目標なんですけれども、以前に申し上げたとおりに、「分野別目標」と31ページ「地域別の目標」という2つの目標を掲げております。まず1つ目は分野別の目標なんですけれども、これは体系的に5つに分けておりますけれども、いろいろ各市町村によっては4つだとか6つだとかあるんですけれども、鶴川町・穂別町合併協議会では5つの分野に分けました。

まず1つ目は「夢を育む、学び楽しむ文化のまちづくり」。この分野については教育、文化、それから私たちに大事なふるさと教育というもので作っております。

それから2番目には「魅力あふれる、活力とにぎわいのあるまちづくり」。ここは産業の分野でございます。

それから3つ目は「ぬくもりのある、健やかな福祉のまちづくり」。保健、福祉の分野の関係になります。

それから次のページに移っていただきまして、30ページなんですけれども、4つ目に「快適な環境をもつ、うるおいのあるまちづくり」。これについては生活環境と基盤にあたります。先ほどから言われている鶴川と穂別の自然と環境をこの中で取り進めていくとなっております。

それから 5 番目に「自立・連携し、共に創るまちづくり」。この議案についてはまちづくりと行財政。行財政の単枠だとか、先ほど合併協定項目でも協議いただきました地域自治組織ですとか、自治会町内会ですとかそういう関係をこの中で形作っていかうということになります。

それから 31 ページの「地域別目標」であります。この地域別目標は図で表しますと 32 ページの中身でございますけれども、まず 1 つは「森林・清流ゾーン」。ここに細かく書いておりますけれども、少々、省略させていただいて、まず「森林・清流ゾーン」ですね。それから「海浜ゾーン」、「農業ゾーン」、それから両町の市街地が中心として都市部を充実させる場所としての「市街地ゾーン」と 4 つのゾーンで形成された、場所の振興をこれから図っていかうということで、今後先ほどの分野別目標とあいまって振興をしていかうというふうに考えております。

それから 33 ページ以降は新町の施策・事業関係でございます。細かい内容まではちょっとあれなんですけれども、それぞれの柱立てだけ説明していきたいと思います。まず 1 つ目に「夢を育む、学び楽しむ文化のまちづくり」については幼児教育・学校教育の充実。それから次のページの生涯学習の充実。3 番目に青少年の育成。4 番目に文化・スポーツ活動の推進。次のページ 5 番目に地域固有の歴史・文化の継承。続きまして 37 ページから「魅力あふれる、活力とにぎわいのあるまちづくり」。これについては産業振興でありますので、まず一番目に農業の振興。それから 39 ページ目に林業の振興。それから 40 ページに漁業の振興。41 ページに商工業の振興。それから 42 ページ目、観光の振興でございます。43 ページ目については、今まで両町にそれぞれ新しい産業の育成とかという部分があったとするものもあつたんですけれども、今回 2 町が合併するということで新しい産業を育成する機会ですとか就業する機会の拡大するんであればという、それを頭に据えながら検討していかうということで、6 番で追加しております。

それから 44 ページ以降は「ぬくもりのある、健やかな福祉のまちづくり」。1 番目に子育て支援の充実、2 番目に健康づくりの推進、45 ページに 3 番 医療体制の充実強化、それから次のページ 高齢者対策の推進、47 ページ 障害者福祉の充実、48 ページ 地域福祉の推進とユニバーサルデザインのまちづくり、49 ページ 社会保証の充実、8 番目 ウタリ住民福祉の充実。

50 ページは「快適な環境をもつ、うるおいのあるまちづくり」ということで、自然環境の保全が 1 番目にきています。2 番目に景観の整備、3 番目 住宅・住環境の整備、4 番目 公園・緑地の整備、5 番目 上下水道の整備、53 ページ 6 番目は資源循環型社会の形成、7 番目 墓地・霊園環境の整備、54 ページに移りまして 8 番目に河川・海岸の整備と環境保全、治山対策の推進、55 ページにいきまして消防・救急体制の充実、10 番目 防災のまちづくりの推進、次の 56 ページにいきまして 11 番目 交通安全・防犯対策の充実、57 ページ 12 番 総合的な土地利用の推進と市街地の整備、13 番 道路交通網の整備、58 ページにいきまして 14 番 公共交通機関の維持・充実、それから 15 番目 地域情報化の推進。いま



までに言った中で、より大事な項目なんですけれども、地域情報化の推進という所のあたりは最近皆様もお気づきのよう、パソコンだとかネットワークだとかというそういう言葉が現れているように、最近新しいものとして注目されている施策だと思います。これが地方情報化です。それから16番 自然エネルギー等の活用推進ということで、これについては、比較的新しい施策だと思います。4番目の分野が以上です。

それで61ページにうつりまして、最後の「自立・連携し、共に創るまちづくり」。1番目に自主的な住民活動の推進、2番目に地域自治の確立。先ほど地域自治組織の関係について協議していただきましたけれども、このあたりの中で記載されている中身はわりと少ないんですけれども、実際にこれからのまちづくりの中で1番、2番目あたりが新しいまちづくりにするにあたって、大きな部分を占めると思うんですが。それから3番目に国際交流、地域間交流の推進、62ページ4番目に男女共同参画の推進、5番目広報・広聴の充実、63ページ6番 行財政の効率化。柱立てのそれぞれ各施策の名称だけ述べた形ですけれども、施策事業は以上です。

それから65ページにいきまして、「新町における北海道事業の推進」ということで、新町をつくるにあたって今まで両町が課題としている問題を含めて整理したわけなんですけれども、北海道の事業が必要とされる分野というのが下の(2)・(4)の「魅力あふれる、活力とにぎわいのあるまちづくり」そのなかで用排水施設の整備だとか農道の整備、林道の整備、漁業生産基盤の整備。(4)でいけば「快適な環境をもつ、うるおいのあるまちづくり」ですけれども、治山・治水対策の強化、海岸浸食対策の推進、穂別ダムの濁水対策の推進、計画的な土地利用の推進、道道の整備と、これにかかわる内容の道事業の推進についてよろしくお願ひしたいというふうに、この中で謳っております。

それから次の66ページから「公共施設の適正配置」ということで、1つ目に利便性と地域バランスの確保、それから2つ目には既存施設の利活用等による合理的な整備、運営ということで、当然の所ではありますけれども、新町の町民が負担を与えないためにも、平等な形でのいろいろな整備というのを図っております。

それでは67ページの財政計画と。これについては、基本的な考え方はここに示しているように国の制度改革が全てまだ記されていない中で財政計画をつくることですので、現時点では一つの所がまだ多い中で現行の土台にしている基本規定を作成することで経費を見積もっております。それから2番目の計画期間なんですけれども、先ほどのまちづくり計画と同じく18年度から平成27年度までとしています。それから(2)の物価上昇率・経済成長率についてはここに書かれているとおり、物価上昇率は考慮しておりませんし、右肩上がりで見込んでおります。

そういった中で最後のページでありますけれども、68ページに両町の中間の住民説明会でした時に、財政シミュレーションを概要版にお示しして作った中から、あの財政シミュレーションを土台にしたなかから、なおかつ、先ほどの基本方針、基本的な考え方に基づ

いて集計する事業を絞り込みまして、繰り上げた財政計画がこの計画です。基になる数字というのが、平成 15 年度の決算ベースに前回の財政シミュレーションしていますけれども、それを基礎にはしておりますけれども、なお 4 つの施策に向かって計画をつくっています。

続きましてもう 1 点、別添資料 2 というのがあると思いますけれども、「新町まちづくり計画に伴う事業整理表」。この事業整理表というのは新町になってから行われる普通建設事業であったり、それから日常行われている、役場の業務として行われているソフト事業、この辺を整理しております。すべてのものということではなくて、ある程度基本的に大きなものとか、それから政策的に重要なものをピックアップして両町の事業整理表を 1 つにした形になっております。それとこれについては先ほど説明しました分野別の施策の順序のとおり順番にならんで整理されております。

それから一番最初の所に説明書きがついておりますけれども、この計画については、整理表の基本的な考え方については、財政計画の前提条件による作成とされていますということと、それからここに出ています事業費等は入っていないんですけれども、これが道に申請する様式と全く同じの様式で今回は提出させていただいておりますけれども、算出根拠というのはこちらの施策の財政計画の中で調整されております。

それからただ 1 点、完璧な計画とならないのは国の制度改革が最終的に不透明で完全に示されておりませんので、各町村への権限委譲など色々整理された中で、いまの時点での町村の財政面で作り上げた中の計画とは当然イコールにはならない可能性もあると思いますので、そういう点では、今後の国の制度改革によってはこの事業内容の、変更も予定されているような形になると思いますので、とにかくこれが確定ということではなく、これを基本にという考えになります。

説明は以上、内容につきましては。基本的にこの計画については、まちづくり計画の観点と、財政計画。この財政計画の中身の主な事業は整理表に入っているということとお知らせして説明を終わりたいと思います。

山崎委員長

ありがとうございました。まったく全部必要なこと。何か気がついたこと、意見等ございますか。急に聞かれても困るだろうけれど。この次の時にやるかい？

竹中委員

一点だけ。

山崎委員長

はい。竹中委員。

竹中委員

新町の建設計画ですか、事前にまだ熟知してないんですが、双方の総合計画はそれぞれの中で提携評価というのが行われていると思うんですけども、この新町の建設計画自体の評価というんでしょうか、その辺の進行管理について先ほど説明ありました地域自治組織、この辺との関連含めて少しかみ砕いていただきたいと思います。

事務局(臼井事務局長)

この進行管理についてですか？

竹中委員

この計画できて合併した場合。

事務局(臼井事務局長)

合併にあたって新町建設計画を決定いただくわけなんですけれども、基本的には来年の3月31日合併した場合に、新町が誕生した以降改めて新町の総合計画を作成する。その総合計画にこの建設計画を反映させていくというのが流れです。それで合併協定に基づいて建設計画が作られているわけなんですけれども、そのまま新町の行政案にしていくというわけにはいきませんので、法律に基づいて新町誕生以降すみやかに新しい2町の合体した総合計画を作成する。その総合計画の作成は建設計画がベースになっております。

またあわせて、先ほど説明しましたけれども、その時点で地方の財政計画、おそらく少々の変化があると思いますけれども、いろいろな意味で分担の状況を把握しながら総合計画の概要版を作成するという形です。

竹中委員

先ほども触れたんですけども、その際に地域自治組織というんでしょうか、そういったところの関連といたしまししょうか、かかわりといたしまししょうか。

事務局(臼井事務局長)

総合計画と地域自治組織、地域活動とのかかわり、鶴川と穂別も色々な形で総合計画あるいは行政の計画について地域という町民の理解を得ながら、あるいは考え方を得ながら進めてきていると思いますから、改めて地域組織が両町にそれぞれ作られるということになれば、当然それぞれの地域の主要な事業、あるいは町全体の事業について地域自治組織の方の意見を仰ぐと。あるいは考え方を聞くといったようなことは当然かかわってくると思っております。ただ具体的にどのような確認になるかということはまだ提示されておられませんので、当然かかわると思うんですよ。具体的な流れについてはいまの段階ではみえないので。

源津委員

5番の自立・連携し、共に創るまちづくりの62ページにあります男女共同参画の推進と

いうところをお願いがあるのですけれども、せっかく新しいまちが、出来たとしたときの仮定ですけれども、共同参画の推進というところでありますね。男女共同参画の社会の推進、男女共同参画社会の形成に向けた人材と組織の育成。1999年だったと思うんですが、男女の平等参画条例基本法というのが制定されたと思うんです。それでせっかくですので、この新しいまちの中で男女平等参画機関の基本条例として、推進とか具体的なものをちょっと一報入れていただくと、この取り組みの時に取り組みやすいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか？

事務局(臼井事務局長)

いまのご意見、新町に引き継ぐための手段として、条例ですね、条例が載るかどうかというご意見なんですが、新町においてどのような形でそれぞれの主要な分野について進めていくかということにつきましては、基本的にはやはり新町でどうするかというところをまず決めないと駄目だと思うんですね。あくまでも今の段階では2町の協議をしあった様々な歴史、それからまちづくりというものをそれぞれテーブルにのせて、お互いに理解を合って、なんとかその一体性を成す、いわゆるその準備期間なわけです。そのなかで当然新町においてこうすべきという所まで本来やるべきなんだろうけれども、なかなか難しい部分があると思います。そういう意味では、ここで条例を制定するというところまで本当にいかどうかというようなことを事務局の段階ではなかなか判断がつきづらいところです。

山崎委員長

その他ございますか？

星委員

別添の1なんですけれども、一番最後に財政計画出てるわけなんですけれども、このなかで単純に考えたんですけれども、投資的経費の部分で例えば先般出されましたシミュレーションの中では両町合わせて、合併後については別として、その中で両町合わせて15億くらいだったんですけれども、この20億とか超えている部分、この部分についてですね、20年度までの投資多いんですけれども、これについては解釈として合併した場合に必要なものを充てるということなんでしょうか？

事務局(阿部主幹)

前回の財政シミュレーションを作った時点、基本的に両町のそれぞれの考え方でいえば、今までに課題に上がっている主要事業の整理をしたなかでは、出だしは穂別町が9億くらいで、鶴川町が6億となっていたと思うんですけれども、そういきますと10年来ないうちに新町に破綻がきちやう状況ではないかなと。それでこの両町が直接この15年度の財政状況を基に、15年、それから段階的に合併の財政支援が切れる時点まで。試算を示していますけれども、それぞれ普通建設事業については、この程度で取り組みをしまして、再度両町で出された事業を整理しまして、それからなかなか課題の多い事業を抱えておりますので、どうしても前半の方によってきます。そんなことで、10年間の中でなるべく均等

に、これから建設決めるものはそういう中で鶴川町、穂別町の両町の歩み寄りといいますか、そういうような財政計画をしてみました。そういった中で特にこの形で表現されるものについては単年度2億くらい、主要事業の理解も含めてですよ。先ほどの事業整理表なんですけれども、すでに年度が入っているんですけれども、これを集計していきますと、各年度にはばらつきがありますけれども、各2億円ベース、主要事業ですね、こまかなものは別にありますが、その辺をベースにして、双方から出していただけるとして。ばらつきがあるのはどうしてもこのメニューによっては、1つのメニュー10億かかったり、ものによっては1億・2億で済む部分もあるでしょうからね。そのへんの大きな部分がなかに含まさってくるんで。各それぞれ若干差はありますけれど。27年度までの間に出来るだけ健全な運営が出来るように両町で考えていく。

星委員

まず、整理表を使って整理したということなんでしょうけれども、それにしてもこれだけの年次ごとのバラつきもありますし、この裏付けといいますか、こういうのがはたして取れるのか取れないのかという部分も含めて説明しないと。協議会の中でもそうですし、住民説明に入った場合、これ違ったんじゃないのかということになりはしないかと懸念、私は考えるんですけれども。このへんのところ、どうしてこうなるのかという、もう少し説明必要ではないのかと思うんですが。

事務局(阿部主幹)

今回、道に提出する形でできております。他に資料を住民の方用に付けてご理解いただけるかという形で出そうと思っております。それぞれ、この整理表については、各事業の当然裏付けの資料ございます。財政計画の方は、ここに記載されている内容ですが、単年度歳入、歳出イコールする形になるんです。これでは借金がいくら、基金がいくら増えたのか、減ったのかというのがわからないと、解析すればそういうことになってくるんですけれども、そこら辺の細かい資料を今考えているのは財政シミュレーション時にお出した資料の必要な部分、そういうものが今後概要版をつくって住民説明する段階で、もしこの形によろしいということであれば、その基本になる部分がよろしいということであれば、その形で作り上げていかなければならないなというふうには考えております。

星委員

そうだとすると、その最終協議会の中でも説明があるということなんでしょうか?それとも、住民説明会までに出すということなんでしょうか?そのへん理解できないのですが。

事務局(臼井事務局長)

財政計画についての質問なんですけど、この段階でいわゆる主旨をそれぞれ探し求めているということで、よく中身がわからんと、こういうことですよ。当然新町に引き継ぎながらも、当然両町の、これが取り上げられたとき協議ありました、正負の財産それぞれ引き継ぐということですから、当然今現在借り入れをしている該当の償還分についても全部引き継ぐわけですから、当然毎年毎年の収支がでてくるわけですね。この段階ではわからな

いわけですけれども、星委員が言っているのはこれではわからない。要するに年度年度どのような形になるか、18年以降ですね。その部分をもし求めるとすれば、実際に先ほど阿部の方から説明しましたけれども、財政シミュレーション上で作っていた収支、これを付けないとわからない。そうなりますと、赤字からいつ黒字に転換するとか、グラフみたいなものだと思うんですけれども、ああいうところまでの話はしてきますので。それはそれとして、この小委員会、協議会で必要であれば、その説明で資料も付けて、いわゆる下地の協議、議論を受けるための資料の提出はしても構わないと思っております。これは形としてひとつご理解いただきたいと思います。

星委員

そうしたら、この事業整理表にある部分につきましては、事業費は書いてないんですけれども、これはみんな精査したということで私たちは理解してよろしいということですか。

事務局(臼井事務局長)

このような課題を財政計画の投資事業のなかに盛り込んでいるという考え方。

星委員

いえ、だけど金額が出てないわけでしょう?これ、一つ一つについての。だからその部分については、調整会議の中で精査したって理解してよろしいのかと。

事務局(臼井事務局長)

そういうことを説明しました。

山崎委員長

そのほかございますか?

津川委員

いまの新町建設計画、調整会議である程度両町のいま抱えている問題点等々、積み上げてきた部分だというふうに全般通してみられます。このことについては両町が一つになったときの課題といったものを整理をして、網羅されているのかなと私は理解しているんですけれども。ただ調整会議で揺れるところ、調整のつかない部分というのは非常にあると思うんですよね。これからの課題としてそういうものが出てくるのかなと思いますから。ただいずれにしても、時間のなかで、これは先ほど道に出すと説明がありましたけれども、出す資料としてですね、これはこのまま出すということでございますが、私はいま両町が抱えている問題というのをこの中に網羅してやったというふうなことで、私はこの計画そのものは全体を通して良とするような理解をしておりますので。そのへんは調整会議の方で、なおまだ1段、問題点についても詰めていく必要があるのかなという気がしていますが。その辺は調整会議の中で充分詰めていただいて、われわれもそういう意見で、資料として出せるものは出していただいて。必要なだけの住民説明をしていくという責任はありますから。ということで、この資料については検討するというで理解しております。

外館委員

継続協議で、もう少し精査してみたいです。

山崎委員長

これについても、この次の小委員会で決定をしないと、住民説明の時の建設計画の資料を作らないと間に合わないということですから、この次の時にはこの計画については決めていただきたいというふうに思っております。

それでは次、協議第 8 号の地域振興関係事業について説明をお願いします。

#### 4-4-8 協議第 8 号 地域振興関係事業(姉妹都市、交流事業等)について(新規協議)

##### 事前配付資料(1)に基づき説明

事務局説明(酒巻主幹)

それでは協議第 8 号、地域振興関係事業についてでございます。この項目につきましては、特に交流関係事業なので、重要と思われることについて協定として確認してきたらどうかということで、ご提案いただきたいと思います。

まず、重要な部分としてでございますけれども、1 つ目としては穂別町のマザーズフォレスト事業についてでございます。これにつきましては、都市住民と森林林業に対する理解と認識を高め、都市と山村との連帯感を強くするという事で、地域活性化に寄与する事を目的に実施されてきたものでございまして、この事業につきましては都市との交流機会の拡大。特に賞を送っておられることから、受賞者の方々の列会ということで、この方々をふるさと応援団として、いろいろな面でご活躍されているということもございまして、今後新町においてもこれを引き続き受け継いでいくことで、新町にとっても地域の発展にも寄与することではないかというように考えまして、これにつきましては、この事業と趣旨を新町の方に引き継いでいくということで、ご提案したいということです。

もう一つにつきましては、鷓川町が姉妹都市提携を結んでおります、富山県の砺波市との姉妹都市の提携の扱いでございまして、これにつきましては当時、平成 8 年でございすけれども、川が取り持つ縁で、当時開拓をしてきた歴史の中で、木材の流送の作業のために多くこの地域から鷓川の方へ流送作業のために来られてた職人さん達がいたといったような歴史的な深いつながりもあることから、姉妹都市提携になったという経緯もございまして、当然流送の歴史というのもございまして、実はこの歴史的つながりは穂別町の地域の方々にも深い関わりがあったということでございます。そこで、この歴史的なつながりの部分につきましても新町の方に引き継いでいくということで、また新町をピーアールするという意味で効果があるのではないかということで、この提携についても新町に引き継ぐということで調整していただければと思います。以上でございます。

山崎委員長

これについても……。

外館委員

いや、いいんじゃないですか?つながりもあるということですから、2町のネットワークを広げるということでは、今後も継続してやっていった方が。ただ1つ気になるのは、穂別(1)のマザーズフォレスト事業については、事業の趣旨を新町に引き継ぐという表現ですね。姉妹都市は新町に引き継ぐ、こういう表現なんですけど、調整会議の中で何か経過あると思うんです。事業の趣旨を引き継ぐということにこだわっているということについては、そこらあたりの経過を聞かせていただければありがたいと思うんですけども。

事務局(酒巻主幹)

それでは経過ということをございますけれども、実はマザーズフォレストという事業でございますけれども、このマザーズフォレスト事業の中身につきましては、常々生涯学習的なようなスポーツイベントですとか、諸々細かな事業がいろいろ取り組まれている実態がございます。また、姉妹都市提携の部分についても、提携をふまえて姉妹都市との交流事業ということで、じつは具体的に行われている、過去には子供の交流ですとか、職員の交流ですとか。またこれは特に行政はかかわっていなかったと思うんですけども、商工会同士の交流事業。そういったものも行われてきている経過がございまして、その具体的な事業については、当然新町においてもその時その時の必要な時に望ましい事業を展開していくものだという事でございまして、そこでこのマザーズフォレスト事業については、当然趣旨を引き継いだ中で、この趣旨に基づいた事業というものが新町の建設計画の中に盛り込まれている事業であるとか、あるいは新町で新たに作られる総合計画の中に盛り込まれている事業を展開していったらどうかということで、これは趣旨の部分に着目して引き継いでいくと確認したところでございます。

また姉妹都市提携につきましても、提携ということを引き継ぎ、それに基づいて行われる具体的な事業については、当然諸々の計画関係に基づきながら、それぞれに必要な事業を展開していくということで整理させていただいてこのような表現になっているということです。

外館委員

ちょっとわかるような気もしますが、ということはこのマザーズフォレストというのは、やはりこれだけの著名な人が毎年1回きて、町民と一緒に取り進めているという点ではユニークな事業なんですよね。当時これスタートしたときに、議会の単独決裁を経て、そして成立して、設定をして取り組むという、単独議決を取った、すなわち契約を結んだといってもいい事なんです。だからそこらあたりが新しくなったときに趣旨を引き継げば、やってくんではいしょうか?ちょっとヒントに事業として引き継いでいくという趣旨より、ちょっと弱い印象を受けるんですよね。だからその点はどうなのかなという感じします。まあ、やるんですから、引き継いでやっていただきたいと思いますとも思うんで。



山崎委員長

やっぺいこうということなんでしょう?そうでしょう?

事務局(酒巻主幹)

はい。

山崎委員長

これについては良いと思うんです。これで決定して。いかがですか?

(「はい」の声多数あり)

山崎委員長

良いですね。

次、協議9号、地域情報化等について。

#### 4-4-9 協議第9号 地域情報化等について(新規協議)

事前配付資料(1)に基づき説明

事務局説明(酒巻主幹)

この項目につきましては、配付資料(1)の6ページをごらん下さい。この調整の内容といたしましては、1つ目は先ほど建設計画に載っておりましたが、現在情報関係の事業で、インターネットなどの情報システムを活用した情報の発信であるとか、またその環境の整備などにかかるものについてという項目で地域情報化という。それともう1つは、地域課題として穂別町さんの方において難視聴の対応を新町においてもどうしていくかというふうに。それと3つ目としましては、いま役所内のさまざまな業務について電算システムが運営されてきて、電算化になった中で業務が行われてきた部分がございまして、そういう部分で公共ネットワーク及び電算システムの具備についても、どう確定し取り組んでいくかというところの3点で捉えております。

1つ目の地域情報化についてでございますが、両町とも総合計画、あるいは過疎計画等のなかで、地域の情報化の進展ということがまちづくりや産業振興の可能性を広げるものということで、その推進に努めてきた経過がございます。合併後もその推進は5年必要ということで、さきほど建設計画の中でも項目の中で触れられてきたところがございますけれども、項目といたしましては、新町においても地域情報化計画も新たに策定し、その必要な事業を計画的に進めていく事にするというような調整になってございます。

続きまして、難視聴対策でございます。これは合併後も引き続き課題として残るものがございます。新町においてもその対応は当然必要になってくるだろうということで、調整

といたしましては難視聴対策については新町に引き継ぎ対応するというような中身になってございます。なお、将来予定されておりますテレビの地上波デジタル化に伴う難視聴地域の拡大、また機能設備が使えなくなってしまうというものが発生するということが予想されております。これについては、今後合併後も放送各社や国、道などの動向を踏まえながら新町において、対応について検討していくということで、これについては冒頭、地域情報化の中でございましたが、こういった地域情報化計画策定等に盛り込みながら計画的に対応していく必要があるのではないかとということになってございます。

続きまして、電算システムの部分でございますが、先ほども説明させていただきましたとおり、2町についてはすでに多くの業務が電算化されているところでございまして、その電算システムが使用されている業務につきましては、10ページ、11ページ目に資料を添付させていただいております。後ほどご熟読していただきたいと思いますが、各種証明、税交付など、さまざまな町民の皆様にかかわるものについて、こういった部分電算化されているところでございまして、この部分についても住民の生活に支障の無いよう、統合を図っていく必要があるということでございますので、そこで調整案といたしましては、電算システムについて住民生活に支障が無いよう統合を図るとともに、この電算システムの稼働に必要なネットワークの構築を図るといったような調整案でございます。以上でございます。

山崎委員長

これも、いいんでしょう?これで。

津川委員

いいんじゃないでしょうか。これで当然やらなきゃ。

山崎委員長

やらなきゃならないんだもの。じゃあ、これはこれで。

次、最後第3セクター、公社等の取り扱いについて。

#### 4-4-10 協議第10号 第3セクター、公社等の取り扱いについて(新規協議)

##### 事前配付資料(1)に基づき説明

##### 事務局説明(酒巻主幹)

これにつきましては資料(1)の12ページ目からになってございます。この項目について該当するものとしてしましては、第3セクターについては、鷓川町の「株式会社果夢工房」。それから公社につきましては、これもやはり鷓川町の土地開発公社というものがございまして、穂別町さんの方にも第3セクターとしまして、ふるさと開発公社というものがございまして、これにつきましては現在休止して、解散の手続き・処理をされているということでございますので、鷓川町のこの2つの法人について調整していただくと。この合併につ

いての取り扱いについて調整していくということです。現在第3セクターの果夢工房でございますが、これは町と町内の団体が出資して設立されております株式会社でございます。これについては鶴川町四季の館の管理運営、受託。この部分が主な業務としているところでございます。これにつきましては、調整内容といたしまして、現行の通り新町に引き継ぐというような調整となっております。

また、土地開発公社でございますが、これについては公用地の拡大の推進に関する法律という、法律に基づきましてされている法人でございます。土地の先行取得事務や、鶴川町土地開発公社の場合は、道有地の管理や受託事務、また他に土地の分譲事業等を行っているところでございます。これにつきましても、合併後新町に引き継いでいくというような調整内容としてご提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくご協議をお願いいたします。

山崎委員長

これもこのとおりなんでしょう?これで決定してるんだろうさ。これで良いんじゃないでしょうか?いいですね?

(「はい」の声多数あり)

山崎委員長

それでは継続として残ったのは、2.3.5 と、この 4 ですね。これについては継続として 9 日の日にもう一度協議をしていただいて、そこで決定をしていただきたいというふうに思っております。

それではその他。

## 5.その他

事務局(白井事務局長)

ここに記載されておりますが、次回第 14 回小委員会、現在予定しております、2 月 9 日午後 7 時から鶴川町の方で開催するということになっております。

それから建設計画の関係で若干触れておりますけれども、住民説明会関連の住民説明資料をできるだけ早く用意するつもりでございますけれども、この建設計画の結果を踏まえて概要版を作成するという手はずになってございます。すでに原原案みたいなものについては用意しておりますが、建設計画の内容が協議済みとなったことを前提にして、次回その概要版についても提出をして、これでもよろしいという決定、協議いただいて印刷の方に入りたいというふうに考えておりますので、ご承知おきいただきたい。またこの建設計画につきましては、明日行われる産業生活小委員会にも、特に産業生活の部分でかかわりますので、同じように重要協議事項としてあげておりますことをまたご承知おきいただきたいと思っております。以上です。

山崎委員長

それでは、終わらせていただいてよろしいですね。

(「はい」の声多数あり)

山崎委員長

それでは長時間にわたってご審議ありがとうございました。それではまた9日の日にお集まり頂きたいと思います。ありがとうございました。

(閉会)